



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和元年5月22日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第10部第2節K921を次のように改める。

## K921 造血幹細胞採取

区分番号「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分番号「K921」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。

ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を 行う場合は、区分番号「K921」造血幹細胞採取(一連につき)の「1」骨髄採取 の「ロ」自家移植の場合により算定する。 チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して末梢血単核球の採取を行う場合は、区分番号「K921」造血幹細胞採取(一連につき)の「2」末梢血幹細胞採取の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号「D404」骨髄 穿刺及び区分番号「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

- 2 別添1第2章第10部第2節K922に次のように加える。
  - (10) チサゲンレクルユーセルの投与を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の「2」末梢血幹細胞移植の「ロ」自家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。なお、この場合には「注」9に定める規定は適用しない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後

見行

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料 第10部 手術 第2節 輸血料

## K921 造血幹細胞採取

区分番号「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、 区分番号「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合において も算定できる。また、区分番号「K921」造血幹細胞採取の同種 移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の同種移 植を算定した場合に限り算定できる。

ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して 造血幹細胞採取を行う場合は、区分番号「K921」造血幹細胞採 取(一連につき)の「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により 算定する。

チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して末 梢血単核球の採取を行う場合は、区分番号「K921」造血幹細胞 採取(一連につき)の「2」末梢血幹細胞採取の「ロ」自家移植の 場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号 「D404」骨髄穿刺及び区分番号「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料 第10部 手術 第2節 輸血料

## K921 造血幹細胞採取

区分番号「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、 区分番号「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合において も算定できる。また、区分番号「K921」造血幹細胞採取の同種 移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の同種移 植を算定した場合に限り算定できる。また、ヒト骨髄由来間葉系幹 細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場 合は、「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号 「D404」骨髄穿刺及び区分番号「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

## K922 造血幹細胞移植

 $(1)\sim(9)$  (略)

(10) チサゲンレクルユーセルの投与を行う場合は、区分番号「K 922」造血幹細胞移植の「2」末梢血幹細胞移植の「ロ」自 家移植の場合の所定点数を準用して患者1人につき1回に限 り算定する。なお、この場合には「注」9に定める規定は適用 しない。

K922 造血幹細胞移植

 $(1)\sim(9)$  (略)

(新設)